

# フェアトレード試食会

## [ 会則 ]

811-2204 福岡県糟屋郡志免町田富 3-3-11-202  
TEL 080-6420-0930  
E-mail fairtrade.ssk@gmail.com  
Web <https://www.facebook.com/fairtradessk>

[名称]

第1条 この団体の名称は、フェアトレード試食会と称する。

[事務所の位置]

第2条 この会は、主たる事務所を福岡県糟屋郡志免町に置く。

[目的]

第3条 この団体は、フェアトレード商品の普及啓発活動を通して、国内外での生産者と消費者をつなぐ機会をつくり、モノの背景に関心を持ち、未来に責任を持つ消費者を育成することを目的とする。

[事業]

第4条 この団体は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) フェアトレードの普及および啓発に関する事業
- (2) 物品の販売事業
- (3) その他、この団体の目的を達成するために必要な事業

[会員]

第5条 この団体には次の会員を置く

- (1) 一般会員：この団体の目的に賛同し、会費を支払った個人・団体。会費の額は役員会で定める。
- (2) サポート会員：この団体の目的に賛同し、会費を支払った個人・団体。会費の額は役員会で定める。
- (3) ファンクラブ会員：この団体の目的に賛同し、Emailによる連絡先を登録する個人・団体。会費は不要とする。
- (4) 会員の入退会は、事務局に申し出ることによって自由にできることとする。

[運営と合意原則]

第6条 本会の運営は、事務局を中心に、総会、役員会、およびプロジェクトチームなどを通じて行う。それぞれの運営は、参加者の合意方式によりすすめることを原則とする。総会、役員会は議事録を作成する。その他の会合についてもできるだけ議事録を作成し、全体での周知に努める。

[総会]

第7条 総会は本会の最高意志決定機関であり、原則として年1回は開催する。総会には、一般会員、サポート会員、ファンクラブ会員とも出席できる。但し、発言権は一般会員、

サポート会員のみ、議決権は一般会員のみがもつ。総会では、事業報告および収支決算の承認、事業計画および収支予算の承認、理事の選任、会則の変更、その他の議決を行う。

[役員会]

第8条 役員は一般会員の中から総会において選任する。役員は役員会を構成し、この会の全体的な運営について責任をもつ。役員の任期は2年とする。再任はさまたげない。役員数は原則として5名以内とする。役員会は代表を互選により定めるほか、会計監査を担当する役員を任命する。また、必要に応じ他の役割を担う役員を設定することができる。

[プロジェクトチーム]

第9条 プロジェクトチームは必要に応じ設置する。その際は役員会において設置を了承するものとする。

[事務局]

第10条 この会の事務を調整するため事務局を置く。事務局は、役員会、プロジェクトチームなど全体の動きを把握し、調整する役割を担う。また、会計、対外的な対応を担当する。事務局には事務局長を設置する。会計については、少なくとも年1回は役員会に報告し、会計監査を行い、総会での承認を得る。

附 則：

- (1) 本会則は、本件採択を決議した2015年4月1日をもって発効とする。
- (2) 本会の会計年度は、4月1日から翌3月31日までとする。
- (3) この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、必要に応じ、役員会の決議によって別に定めるものとする。また、本会則に定めのない事項は、できるかぎり特定非営利活動促進法その他の法令に従うよう心がけるものとする。

附 則：

- (1) 本会則は、2016年7月1日に改定し、施行する。

以 上